

GLOBAL X

使用開始日 2026年7月18日

投資信託説明書(交付目論見書)

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

追加型投信／国内／株式／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
追加型	国内	株式	ETF	インデックス型	株式一般	年4回	日本	その他 (Morningstar® 日本株式 サステナビリティ 配当利回り フォーカス指数 SM (税引前配当込み))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人資産運用業協会のホームページ[<https://www.imaj.or.jp/>]をご参照下さい。

〈委託会社の情報〉

委託会社名	Global X Japan株式会社
設立年月日	2019年9月2日
資本金	25億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	8302億80百万円
	(2026年1月末現在)

- 本文書により行なう「グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年4月17日に関東財務局長に提出しており、2026年4月18日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)



ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」の変動率に一致させることを目的として、「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」に採用されている銘柄(採用予定を含みます。)の株式に投資します。

- 上記に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうこと(株価指数先物取引等を利用することを含みます。)があります。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行ないません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - ロ. 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク(市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。)を減じる目的
- 市況動向、資産規模等によっては、上記の運用が行なえないことがあります。

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SMについて

- Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SMは、米国Morningstar, Inc. (米国Morningstar)が開発した株式インデックスです。環境・社会・ガバナンス(ESG)要因を投資基準とする評価において高いスコアを得ており、配当利回りが高く、優れた事業から利益を生み出し質の高い配当を支払う企業のパフォーマンスに連動するように設計されています。
- Morningstar日本株指数*を構成する銘柄をユニバースとし、コントロールバーシー(企業不祥事)、流動性、ESG評価、配当支払い実績、財務健全性によりスクリーニングを行ないます。また、REIT、タバコ製品、問題視されている武器製造関連の銘柄は除外されます。抽出された銘柄のうち過去12ヵ月間の配当利回りで順位付けをし、上位25企業を選択します。
- 各銘柄は配当金額加重により構成比率が決定されます(ただし、1銘柄あたり最大10%)。また、ポートフォリオのサステナビリティ・スコアが、5グロブのMorningstarサステナビリティ・レーティング**に満たない場合は、ESGリスク・レーティング***が最劣位25%内にある銘柄をポートフォリオから除外します。それでもサステナビリティ基準を満たすことができない場合は、ポートフォリオがサステナビリティ基準を満たすまで、または最劣位50%内にある銘柄が削除されるまで、ESGリスク・レーティングが最劣位にある銘柄をさらに5%ずつ削除していきます。
- 指数の構成銘柄入れ替えは、半年に一回6月と12月に、それぞれ第3金曜日の翌月曜日に実施します。また、指数のレビューは、3月、6月、9月および12月の、それぞれ第3金曜日の翌月曜日に実施されます。月曜日が祝日の場合は、翌営業日となります。このレビューでは、コントロールバーシー・スクリーニングが実施され、既存の構成銘柄がこのスクリーニング基準を満たさない場合は、当該銘柄は削除されます。

*Morningstar日本株指数は、日本に上場する時価総額上位97%の銘柄を対象にしたインデックスです。

**ポートフォリオに対して付与されるESG評価。1グロブから5グロブまでの5段階で評価(5が最高)。

***個別銘柄に対して付与されるESG評価。

※「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」を以下「対象株価指数」という場合があります。

ファンドの目的・特色

■対象指数の選定理由

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)は、ESGリスクを軽減しながら、配当利回りが魅力的で、財務の質の優れた日本株式に投資することを目的としています。配当利回りの高い銘柄は、ファンダメンタルズが脆弱であったり、また、高いESGリスクを伴うことがあり、財務の質とESGリスクに焦点を当てることで、このような銘柄を避けることができると考えられます。

これらを考慮したスクリーニングを行うことにより、リスクを抑制し、配当支払いが持続可能な銘柄への投資機会の提供が期待できることから同指数を当ファンドの対象指数に選定しています。

*同指数の詳細については「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SMについて」および「指数構築プロセス」をご参照ください。

■指数構築プロセス

対象ユニバース

- Morningstar日本株式指数
- 投資可能な時価総額の上位97%をカバー

サステナビリティの視点によるスクリーニング

- 「ESGリスク・レーティング」が付与されていない企業は対象外
- 「コントローバーシー(企業不祥事)・スコア」が“Severe”の企業は除外
- 製品関与度に関するスクリーニングによる排除
 - タバコ製品(売り上げの50%以上)
 - 問題視されている武器

企業の質、財務健全性、配当利回りによるスクリーニング

- 企業は「狭い」または「広い」モート・レーティングが必須
- 「倒産距離」スコアが各地域セクター内で上位50%に入る必要あり
- 配当の質によるスクリーニング(REITは除外)

ポートフォリオの構築

- 配当利回り上位25銘柄を選定
- 実際に支払われた配当を元に銘柄を加重
- 各セクター比率の上限は40%、または親指数における同じセクターの比率の5倍のどちらか低い方に制限
- 5「グローブ」の「Morningstarサステナビリティ・レーティング」を達成するまで「ESGリスク・レーティング」スコアが最劣位の銘柄を除外する作業を繰り返す

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)

(出所) Morningstar, Inc.の資料を基にGlobal X Japan作成

当ファンドは、「ESGファンド*」です。

*当ファンドは、経済的リターンと並行して社会や環境にポジティブなインパクトをもたらす、いわゆる「社会的リターン」の獲得をめざすものではありません。

※ESGファンドに関する規制や、ESG投資を取り巻く情勢等に応じて、当社のESGファンドの定義や対象ファンドについては、今後見直す場合があります。



■ESGリスク・レーティングについて

ESGリスク・レーティングは、将来の業績に重要な影響を及ぼす可能性のあるESGリスクに対するエクスポージャーの大きさ、および、それをどの程度管理できているかを評価して算出されます。

ESG評価にあたっては各企業の属するセクターに応じて、以下の21の項目 (Material ESG Issues) から3-10個程度が評価項目となります (Corporate Governanceは全セクター共通)。

●評価項目 (Material ESG Issues)

	Issues		Issues
1	Corporate Governance	12	Human Rights - Supply Chain
2	Access to Basic Services	13	Human Capital
3	Bribery and Corruption	14	Land Use and Biodiversity
4	Business Ethics	15	Land Use and Biodiversity - Supply Chain
5	Community Relations - Supply Chain	16	Occupational Health and Safety
6	Data Privacy and Security	17	ESG Integration - Financials
7	Emissions, Effluents and Waste	18	Product Governance
8	Carbon - Own Operations	19	Resilience
9	Carbon - Products and Services	20	Resource Use
10	E&S Impact of Products and Services	21	Resource Use - Supply Chain
11	Human Rights		

(出所) Morningstar, Inc.の資料を基にGlobal X Japan作成

ファンドの目的・特色

2 当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

- 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。
 - 売買単位は、1口単位です。
 - 取引方法は、原則として株式と同様です。
- 追加設定は、株式により行ないます。
 - 追加設定にかかる受益権の取得申込者は、取得時のバスケット(「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの)を単位として、受益権を取得しなければならないものとします。
 - 原則として、所定の方法に定められる金銭の支払い以外に、金銭によって受益権の取得申込を行なうことはできません。
- 受益権を株式と交換することができます。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換を申込むことができます。
 - 解約申込により受益権を換金することはできません。
- 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。
 - 名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3 収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1、4、7、10月の各24日です。

(注)第1計算期間は、2022年4月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は、行ないません。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を「Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)」の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- (b) 運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 株式の売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (d) 指数の算出に使用する銘柄の価格と基準価額の算出に使用する銘柄の価格の不一致
- (e) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (f) 指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響
- (g) 追加設定時、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること

●指数の著作権等について

Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SMは、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社またはMorningstar, Inc.を含むその関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)の商標またはサービスマークであり、Global X Japan株式会社による特定の目的での使用が許可されています。

グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFはMorningstarグループが組成、推薦、販売または宣伝するものではなく、MorningstarグループはグローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFへの投資の当否について何らの表明保証も行いません。

MorningstarグループはグローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETFまたはそこに含まれるデータの正確性、完全性、適時性に関する保証を明示的に否認し、Morningstarグループはその誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

株 価 の 変 動 (価格変動リスク・ 信用リスク)	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 当ファンドは、一銘柄当たりの組入比率が高くなる場合があり、より多数の銘柄に分散投資した場合に比べて基準価額の変動が大きくなる可能性があります。
そ の 他	ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドの対象指数は、投資対象銘柄の選定にESG評価を用いるため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。



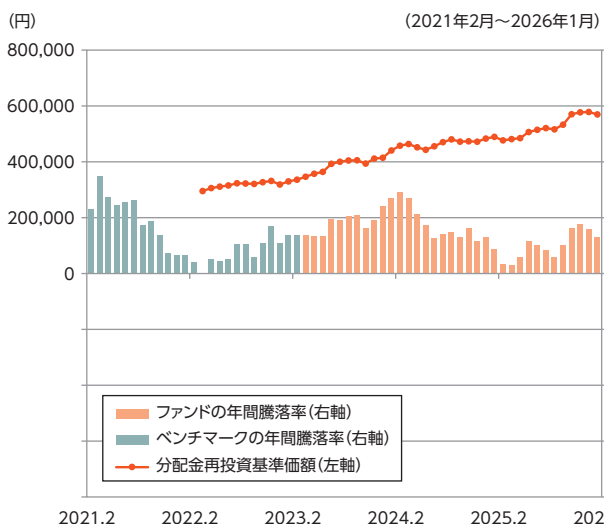
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

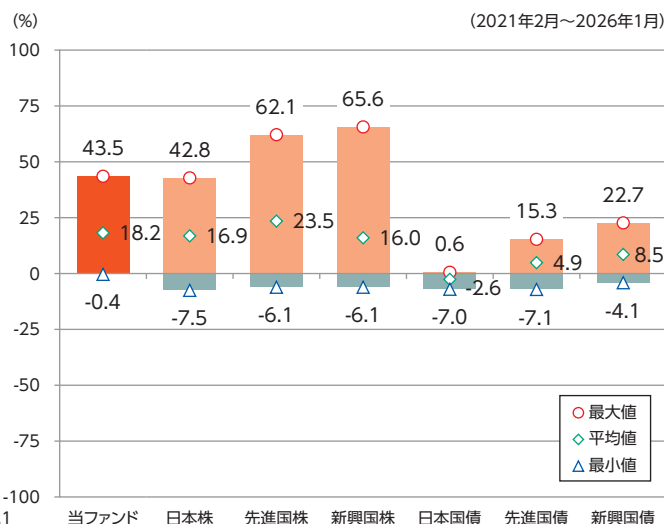
参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)
先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)
新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)
日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)
先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)
新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指数について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

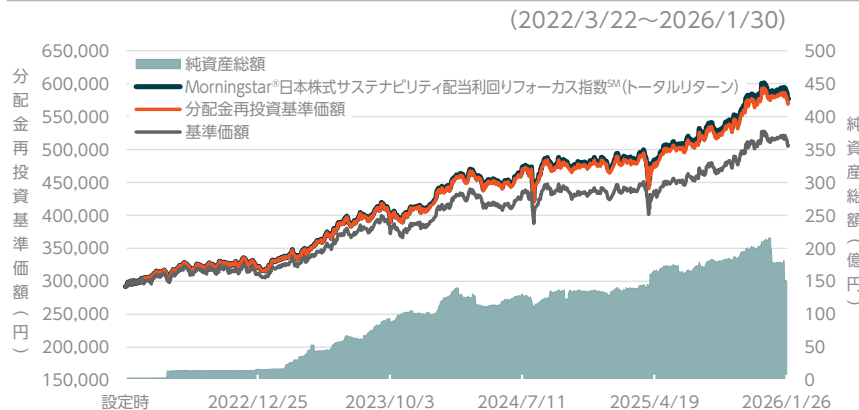
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。



● グローバルX Morningstar 高配当 ESG-日本株式 ETF

2026年1月30日現在
基準価額・純資産の推移

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



分配の推移 100口当たり、税引前

2023/4/24	3,600円
2023/7/24	400円
2023/10/24	5,300円
2024/1/24	500円
2024/4/24	6,400円
2024/7/24	1,200円
2024/10/24	5,300円
2025/1/24	500円
2025/4/24	5,500円
2025/7/24	1,700円
2025/10/24	4,400円
2026/1/24	800円
設定来分配金合計額	45,900円

パフォーマンス

	1ヶ月	年初来	1年	3年	設定来
基準価額	-1.66%	-1.66%	+13.34%	+58.63%	+73.24%
分配金再投資基準価額	-1.51%	-1.51%	+16.41%	+72.78%	+95.11%
Morningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(トータルリターン)	-1.50%	-1.50%	+16.85%	+74.78%	+97.63%

組入上位10銘柄

対純資産総額比

組入上位10銘柄			対純資産総額比
			合計:67.89%
ソフトバンク	9.62%	大塚商会	5.76%
塩野義製薬	9.14%	明治ホールディングス	5.76%
NTT	8.82%	日産化学	4.67%
花王	7.86%	三和ホールディングス	4.57%
日本特殊陶業	7.60%	丸井グループ	4.08%

資産別構成

対純資産総額比

資産	銘柄数	比率
国内株式	25	99.76%
国内株式先物	1	0.24%
---	---	---
コールローン、その他		0.24%
合計	25	---

「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。基準価額の計算において、運用管理費用(信託報酬)は控除しています。グラフ上のMorningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)は、グラフの起点時の基準価額に基づき指数化しています。表示されているパフォーマンスデータは過去のパフォーマンスを示しており、将来の成果を保証するものではありません。また値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。短期間での高いパフォーマンスは一般的ではなく、投資者はそうしたパフォーマンスの再現を期待することはできません。

業種内訳

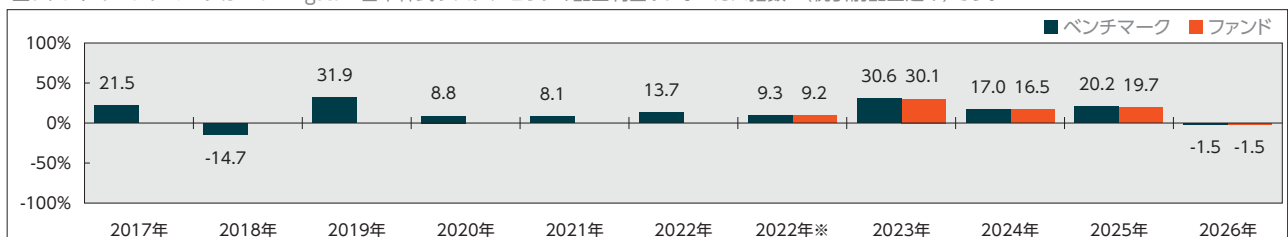
対純資産総額比



その他は現金及び現金同等物を含みます。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMorningstar®日本株式サステナビリティ配当利回りフォーカス指数SM(税引前配当込み)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2022年※は設定日(3月22日)から12月30日まで、2026年は1月30日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

取得時	取得単位	「取得時のバスケット」を単位とします。 「取得時のバスケット」…対象株価指数を構成する各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成される各銘柄の株式として委託会社が指定するもの。 〈「取得時のバスケット」1単位当たりの取得口数〉 取得時のバスケットの評価額を取得申込受付日の基準価額で除して得た口数をもとに、委託会社が定めるもの。
	取得時のバスケットの決定方法	●委託会社は、当初設定日以降、取得申込受付日の3営業日前までに、取得申込受付日に適用される「取得時のバスケット」を定めます。 ●委託会社は、原則として、取得時のバスケットを、当初設定日以降、取得申込可能日の毎日、販売会社に掲示します。
	取得価額	取得申込受付日の基準価額(100口当たり)
	取得方法	追加設定は株式により行ないます。
	取得代金	—
	解約申込	解約申込により換金することはできません。

交換時	交換申込	受益権と株式との交換ができます。
	交換単位	委託会社が定める一定口数の整数倍
	交換価額	交換申込受付日の基準価額(100口当たり)
	交換代金	—

申込について	申込受付中止日	〈取得申込みの受付けの停止〉 ※次の1.から3.までに該当する場合であっても、委託会社の判断により、取得申込みを受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の配当落日および権利落日 2. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 3. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 4. 前1.から前3.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき 〈交換申込みの受付けの停止〉 ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、交換申込みを受付けることがあります。 1. 対象株価指数構成銘柄の変更および増減資等に伴う株数の変更日の2営業日前から起算して6営業日以内 2. 計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 3. 前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	申込締切時間	原則として、午後4時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
	取得の申込期間	2026年4月18日から2026年10月16日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	—
	取得・交換申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときおよび委託会社が必要と認めるときは、取得・交換の申込みの受付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。



その他	信 託 期 間	無期限(2022年3月22日当初設定)
	繰 上 償 還	●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となったときまたは対象株価指数が廃止された場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 • 受益権の口数が2万口を下ることとなった場合 • 信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき • やむを得ない事情が発生したとき
	決 算 日	毎年1、4、7、10月の各24日 (注)第1計算期間は、2022年4月24日までとします。
	収 益 分 配	年4回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信 託 金 の 限 度 額	2,000億円に相当する株券および金銭
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://globalxetfs.co.jp/]に掲載します。
	運 用 報 告 書	—
	課 税 関 係	課税上は特定株式投資信託として取扱われます。 特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用があります。 ※2026年1月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
取 得 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	取得時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。		
信 託 財 産 留 保 額	ありません。	—		
交 換 時 手 数 料	販売会社が定めるものとします。	受益権の交換に関する事務等の対価です。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
	料率等	費用の内容		
運 用 管 理 費 用 (信 託 報 酬)	毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。		
	イ.信託財産の純資産総額に年率0.3025%(税抜0.275%)以内(提出日現在は、 年率0.3025%(税抜0.275%))を乗じて得た額			
	ロ.信託財産に属する株式の貸付けにかかる品賃料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額			
委 託 会 社	配分については、 下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。		
受 託 会 社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。		
	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)		委託会社	受託会社
	イ.の額(税抜)*		年率0.25%	年率0.025%
	ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)		60%	40%
※上記の運用管理費用の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。				
その他の費用・手数料	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。			
	※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。			
	●受益権の上場にかかる費用および対象株価指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。			
※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.033%(税抜0.03%)以内を乗じて得た額となります。				
※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。				
・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%)				
・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)				

※取得時手数料・交換時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金	
売 却 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注)	売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
交 換 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注)	交換時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注)	収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合
 NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2026年1月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。